

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

社会福祉法人 さとり
ナーサリースクールT&Y本厚木

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ナースリースクールT&Y本厚木
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	中村 美津子
定員(利用人数):	80名(66名)
所在地:	〒243-0018 厚木市中町3-18-5ソーケン本厚木ビル2階
TEL/FAX:	046-204-7103 / 046-204-7104
ホームページ:	http://www.satori-hoikuen.com/
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:19名	非常勤:5名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任保育士:1名 保育士:21名	

施設状況

保育室:3室	トイレ: 乳児用:1 幼児用:1 職員用:2
調理室:1	事務室:1
園庭:	なし

③理念・基本方針

- | |
|---|
| <p>【保育理念】
子ども一人ひとりを大切にし、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す。</p> <p>【保育方針】
豊かな人間性と意欲を持った子どもを育成する。</p> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶のできる子 ・思いやりを持ち仲よく遊べる子 ・自分の気持ちを伝えられる子 <p>【園目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と保育を通じて子育てを共感しあう ・挨拶・笑顔の基本を大切に認め合い、助け合う協働の実現 <p>【令和5年度園目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛情のこもった養護と心の育ち「自己肯定感」を育む保育の展開 ・資質と人間性向上を目指し、意欲的に園運営に参画する職員の育成 ・地域に愛され、保護者と子どもの成長を共に喜び合い、信頼される保育所 |
|---|

④施設・事業所の特徴的な取組

ビルの2階で園庭はありませんが、園周辺には公園が点在し、天候が良い日には各クラス戶外活動に出かけ、公園などで身体を動かしています。日によってテーマを決め長距離を歩き体力増進につなげたり、集団遊びの中から友達同士のルールを学んだりしています。それとともに折々の自然の表情に触れ、採集したものを制作活動で活用するなどの工夫をもって取り組んでいます。

さらに、日常の活動全般において子どもの様子が保護者になるべく伝わるように、幼児クラスにおいては毎日の活動、生活の写真で紹介し子どもの成長を喜び合える環境づくりに努めています。

「サークルタイム」では子ども同士の対話の時間を大切にすることで、他者を認め自分を認め、自分の気持ちを伝えられる子どもに育つように支援しています。外部専門講師による、体操教室を1歳児クラスから取り入れています。子ども達も喜んで参加し、出来ることが増え達成感を感じています。体幹がしっかりとて、椅子にまっすぐ座れる姿も増えました。

登退園システムで、園児登退園時間・職員勤怠を管理し、支払いは電子マネーで決済することで、業務の効率化をはかっています。職責・役割を全職員が周知理解して、行事・担当が決まっていることでクラス運営や行事が円滑に取り組める体制ができています。

職員は、食育・環境の2グループに分かれ、保育の充実と職員間連携を深めています。今年度からは特に虐待について、自分自身と他者の両面から月に一度チェックリストを実施して、絶対に虐待を起こさない取り組みを強化しています。チェックリスト結果をもとに話しあい、クラス・職員の子どもの関わり方で問題となっている点を話し合っ次保育活動につなげています。

また他クラスに、もしも長く泣かせている場面がある場合などには職員会議で個々に合わせた対応をしている事を職員に周知をして理解してもらっています。発育・家庭環境・子の特性など問題をクラス内だけにとどめず、園全体で一人一人の子どもの支援し育てることを大切にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年5月1日

訪問調査日：令和5年9月29日

評価結果確定日：令和5年11月29日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子ども一人ひとりを大切にした保育

「子ども一人ひとりを大切に」の保育理念を実現するため、一人ひとりを理解し、丁寧に向き合うことを心がけています。その子のあるがままの姿を受け止め、共感する事を大切にしています。保育園と家庭の生活の流れや連続性を大切にして、子どもが安心できる環境を整え、一人ひとりの思いを受け止めるようにしています。職員は、日々の様子や興味関心、活動に取り組む姿、友だちとの関わりなどを個別に良く観察し、会議や毎日の打ち合わせ等で職員間で共有しています。子どもの個人差を尊重し、各々の意欲や達成感が持てるように援助し、活動や遊びが広がるようにしています。

2)保育活動を広げる工夫

園庭がなく、ワンフロアの保育所のため、保育活動を広げる努力をしています。積極的に戸外活動を取り入れ、散歩、公園遊び、遠足、子ども科学館、図書館等へ出かけています。室内では、クラス同士打ち合わせながら、常に環境を工夫し、子どもが興味をもった活動が十分できるようにしています。幼児クラスで「サークルタイム」（自分の意見を述べたり、お互いの考えを知る）を設けたり、「瞑想タイム」（夕方合同保育時間帯の前）を設けるなど、職員のアイディアによる取組を行っています。

3)職員の資質向上への努力

研修参加や、各会議・打ち合わせ・日常的な場面などで職員間で意見交換と情報共有を行い、保育理念に沿った保育を目指しています。職員一人ひとりの資質向上のために、全職員が「目標達成シート」「虐待チェックシート」を使用し振り返りを行っています。また園長や主任は、クラス運営や保育内容は、クラスに任せることにし必要時に助言することとどめています。またクラスの担当チーフをあえて若手に任せ、経験豊富な職員がサポートや育成を担うなど、様々な経験を通して資質向上への努力をしています。

4)実習生及びボランティアの受け入れマニュアル策定

実習生及びボランティアの受け入れに当たって職員用のマニュアルの整備が必要です。実習生の受け入れマニュアルには、子ども・保護者への事前説明、職員への事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法などの記載が求められます。また、ボランティアの受け入れには、登録・申し込み手続き、配置、子ども・保護者・職員に対する事前説明、実施状況の記録等の記載が必要となりますので、今後の策定が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

平成30年4月の開所から、今回初めての第三者評価受審となりました。評価機関による受審前説明で、「第三者評価は良い所探しです。できてない点もこれから成長できる点として前向きに捉えて下さい」とのお話を頂き、開園から5年間、私達の保育の質向上への取組みがどのような評価であるか、またこれから改善すべき問題点が明らかになることで園の成長につなげる良い機会になるようにしたいと期待をもって取り組みました。受審を受けたことも貴重な体験でしたが、その受審結果を受けて、どのように生かしていくかが重要で、全職員で課題を共有して意見を出し合い、次年度の保育園運営計画に取入れ、改善に向けた取組を継続していきたいと思います。私達職員が大切にしたいこと・・・保護者と協力した子育てと、子どもの成長した姿を共に喜ぶ・子どもたちが安心して過ごせる楽しい保育園・子どもの主体性を軸に子ども一人ひとりを大切にしたい保育、それらを実現するためには職員自身の主体性を大切にしたいと思っています。自分たちで働きやすい職場づくりや、その子らしさを大切にしたい保育実践を考えてできる職員に成長できるよう、職員の人間性の向上と、保育の質向上を職員一丸となって取組んでいきたいと思っています。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>	
<p>保育理念、保育方針は、園の「保育所経営計画」、見学者等に配布用のリーフレット、入園説明に使用する「ほいくのしおり」等に記載され、職員や保護者に周知し理解されるようにしています。園で策定した「保育所経営計画」は、保育理念や保育方針をもとに、年度の重点目標と具体的な方策を分かりやすく示しており、年度初めの職員会議で丁寧に説明をしています。運営理念や基本方針について、さらに職員、保護者への周知状況を確認し、継続的に取り組んでいくことが期待されます。</p>	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

毎月開催される法人の園長会では、事務局から社会福祉事業の動向について情報提供があります。園周辺地域の生活環境等を把握して、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいます。保育所利用者の推移や利用率等は、厚木市から提供されるデータをもとに把握・分析を行っています。市の地域福祉計画の内容を把握するなど地域の社会福祉事業全体についての理解が期待されます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人は経営課題を解決するために毎年度事業計画を作成しており、園においても独自の「保育所経営計画」を作成して、保育の質の向上、人材育成、保護者支援や地域との連携等に取り組んでいます。この経営計画は、年度当初の職員会議で職員に周知しています。今後、経営計画の作成に当たり、職員も参加する等の組織的な取組が期待されます。園の収支状況については毎月法人と調整して効率的な経営に努めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は、3年から5年を事業期間として「中期計画展望」を作成しています。ここには、サービスの向上、各マニュアルの整備、災害時の備蓄品の整備、組織の強化、人材の育成と確保等が掲げられています。計画は事業の進捗に応じて見直しを行っています。しかし、数値目標や具体的な成果の設定が不十分で、実施状況の適切な評価が行いにくい状況です。また、中期計画の事業期間に見合った中期の収支計画が確認できませんでした。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

法人が運営する施設共通の中期計画に基づき、単年度の事業計画及び収支計画を策定しています。法人の中期と単年度の計画を踏まえて、園独自の事業計画である「保育所経営計画」、「研修計画」、「行事計画」、「予算の執行計画」等を作成し、保育所運営の指針としています。「保育所経営計画」に基づき、職員一人ひとりが年度の目標を設定しています。この仕組みにより、計画の達成に向けて保育所全体が一丸となって取り組むことができます。単年度の計画は、中・長期計画の収支計画の反映が必要ですが、確認することができませんでした。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

c

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
 - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
 - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

法人の事業計画に基づく園独自の「保育所経営計画」を踏まえて、職員一人ひとりの目標を設定し、半期ごとに目標の達成状況を振り返っています。目標達成に向けて職員同士で話し合い、園長との面接で達成状況を確認しています。この振り返り、評価を踏まえて次年度の計画作成につなげています。「保育所経営計画」は、年度初めの職員会議で職員に周知していますが、計画作成への職員の参加が十分ではないようです。計画達成に向けては、計画作成への職員の参画や理解のもと、組織的な取組が重要です。法人作成の事業計画についても関係職員の参画や意見の反映が望まれます。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
 - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

「保育所経営計画」を玄関に掲示して、保護者に周知しています。保護者懇談会では計画の主な内容を説明しています。毎月の園だよりに、「保育の話」の欄を設け、保育の内容を分かりやすく伝えています。さらに保護者に保育の内容が視覚的に伝わるように、毎日ドキュメンテーション(写真と文字で日々の保育の様子を見える化するもの)を作成し、園内に掲示しています。年間の行事計画を年度初めに配付して保護者の参加を促しています。事業計画の主な内容として、子どもの生活に密接に関わる施設・設備等環境の整備についても保護者の理解を得る必要があります。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
 - ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 各指導計画にもとづく保育実践について日常的に自己評価を行っています。この自己評価を主任保育士や園長が確認し、必要なアドバイス等を行い、保育の質の向上につなげています。法人により定められた共通の評価項目による保育士の自己評価や「保育所経営計画」の達成状況を踏まえ、園の自己評価としてまとめています。さらに毎月「虐待チェックリスト」により職員自らの人権感覚をチェックしています。第三者評価は今年度初めての受審ですが、今後も計画的に取り組んでいく予定です。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 **b**

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
 - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 園の自己評価に「分析・考察」欄があり、評価項目ごとに課題が明記されています。次の「保育所経営計画」にこの課題解決のための考え方が反映され、年度初めの職員会議で説明しています。この計画内容の中から職員一人ひとりの年度の目標を設定することにより組織的に取り組む仕組みになっています。課題解決のための「保育所経営計画」の作成に当たっては、職員自己評価結果の反映はしていますが、作成過程に職員の参画がありません。今後職員全体で取り組む体制を考えているところです。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 **b**

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
 - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、年度ごとに園独自に作成した「保育所経営計画」により保育所運営の指針を示しています。法人は、職務分担表を定め、園長、主任保育士、保育士等の職務内容を明確にしています。職員会議では、保育内容に関してテーマを設定し、園長の考え方を周知するなどの取組をしています。最近では、「子どもの人権を尊重したアタッチメントのあり方について」をテーマに職員に伝えています。非常時等の園長の権限委任については職務分担表で明確になっています。「保育所経営計画」実現のための園長の役割と責任、それに基づく具体的な取組について文書化することが期待されます。

第三者評価結果

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、取引事業者や行政関係者等の利害関係者とは適正な関係を保持しています。園長自ら研修機関が実施する法令遵守に関する研修に参加したり、市や法人主催の会議等に出席して遵守すべき法令等の理解を深めています。また、保育活動の中では、保護者の協力も得て牛乳パック等の廃材を使った制作をしたり、子どもに水を大切に伝えるように伝えるなど、環境に配慮した取組をしています。職員に対しては、「管理運営規程」や「職員の心得」を周知し、法令遵守を園全体の取組としています。法人には「相談窓口」が設置されています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、各指導計画に基づく保育実践についての職員自己評価を定期的、継続的に確認し、必要なアドバイスを行っています。園長は、園の「保育所経営計画」を作成し、職員はその計画に沿った年度目標を設定して、保育所内一丸となって計画達成に向けて取り組んでいます。毎月の虐待チェックリストに基づいた保育士の人権尊重の取組にも園長は必要な支援をしています。園内にはおもちゃ等の管理をする「環境チーム」や「食育チーム」を設置して、職員が主体的に活動できる体制を整えています。職員が計画的に外部研修に参加したり、その研修内容を園内研修につなげられるように配慮しています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
 - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、職員の適正配置、時間外勤務の削減、休暇の取りやすい体制づくりなど職員の働きやすい環境づくりに指導力を発揮しています。法人と協力して月別収支の状況を確認し、収支の改善に取り組んでいます。業務の効率性を高めるための取組として、登降園システムを導入しています。このシステムは登降園の管理だけでなく、給食費や延長保育の料金支払いも管理しています。職員会議では経営改善への取組について説明していますが、さらに職員が主体的に取り組む意識を形成していくことが期待されます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人の事業計画には、「人材の育成と確保」として、学校訪問、就職説明会参加、正職員見込み者としての保育補助者雇用、実習生の積極的確保等の施策が掲げられています。同計画には必要な人員体制の計画もあります。計画に基づき、養成校を訪問し、学生の動向把握とともに園見学や職員応募の依頼をしています。厚木市が主催する就職相談会に参加して採用につなげる活動もしています。また、現職員からの紹介により採用に至った事例もあります。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

「保育所の経営計画」に「期待する職員像」を明らかにし、職員の育成、活用、処遇、評価をしています。採用、服務規律、退職・解雇、賃金、勤務、休暇等の規定は、就業規則に明記されています。就業規則はファイル化して事務所に常備し職員が閲覧できるようになっています。人事考課制度が整備されており、評価結果は昇給、昇格に反映されています。職員処遇の水準について評価、分析する取組は確認できませんでした。また、職員の異動や昇給、昇格に関する規定やキャリアパスも確認できませんでした。整備した上で職員への周知が期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

労務管理の責任体制は、職務分担表に明記され、職員の就業状況が適切に把握されています。シフト管理では、有給休暇の取得を含め職員の意向を尊重し、ワークライフバランスへの配慮もしています。新人職員には労働基準法の有給休暇付与までのつなぎとして3日の特別休暇が付与されたり、育休復帰時の時短勤務を制度化しています。園長は、職員が相談のため面談しやすい環境づくりに努め、法人にも相談窓口が設置されています。今後、働きやすい環境づくりとして、職員の心身の安全の確保、ワークライフバランスの改善策が、具体的な計画に反映され実行されることが期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「保育所経営計画」には期待する職員像が明確にされ、目標による管理を行っています。職員一人ひとりの目標は、「保育所経営計画」を踏まえて、「保育」と「職場環境」のテーマごとに1~2項目を設定しています。目標の達成状況は中間期と年度末に園長が面接して確認をしています。目標設定時にも園長等が面接し、法人や園の目標との整合性やその職員に期待するレベル、内容かを確認する必要があります。園では、今後、目標設定時の面接も実施していく予定にしています。

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「保育所経営計画」に「期待する職員像」を明示し、研修が実施されています。法人の事業計画には、職員研修の考え方、課題、参加受講目的を明らかにしており、キャリア別研修、年齢別研修、専門講座、地域支援研修、部門別研修、キャリアアップ研修、園内研修が体系づけられています。今年度はキャリアアップ研修を重点的に取り組み、対象職員の受講を促しています。受講した職員の研修報告に基づき、研修成果の評価をしています。研修計画の見直しまでには至っていません。計画等に職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれます。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるように配慮している。

<コメント>

職員の経験や習熟度に応じて、必要なOJTが行える体制を整えています。新卒職員が配属された場合は、法人の集合研修によりマナー研修等を実施し、現場では副主任等の先輩保育士が丁寧に仕事を教えています。外部研修についての情報提供を行い、必要な職員が受講できるように配慮しています。個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況は把握していますが、これらの文書化が望まれます。近年は、キャリアアップ研修に重点を置いて取り組んでいます。今後は、職員一人ひとりが、それぞれのニーズに応じた教育・研修の場に参加できるように配慮していく考えです。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
 事業計画の中に、人材の育成と確保の一環として、実習生の積極的受け入れを位置づけています。実習生の受け入れに当たっては、養成校の実習プログラムを使用するなど、養成校と連携して実習生のニーズに合わせて取り組んでいます。実習生受け入れに当たっての職員用のマニュアルの整備が必要です。これには、子ども・保護者への事前説明、職員への事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法などの記載が求められます。適切で効果的な実習のためにも実習生の指導者に対する研修も望まれます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
--------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
 - ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 法人ホームページには、事業計画、事業報告、財務諸表、保育内容等が紹介されています。苦情・相談の体制は保育園のしおりや重要事項説明書に記載されており、その対応状況は、玄関に「ご意見等解決結果報告書」として掲示しています。園見学者には「保育園のしおり」を配付して、理念、方針、保育目標等の説明をしています。園のリーフレットを市役所に置き、地域への周知に努めています。

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人作成の職務分担表により、園長、主任保育士、保育士の職務内容が明確にされ、定められた権限、責任に基づいて職務を遂行しています。園は法人からの権限委任により、予算の範囲内での物品購入等が認められており、事務処理は園長が担当しています。物品購入等にかかる経費は月ごとに法人事務局に報告し、確認を受けるルールになっています。法人の財務処理等については、毎月税理士による監査支援を受けており、公認会計士による監査が実施されています。監査支援等の結果に基づいて法人が経営改善を行っていますが、必要に応じてその内容を保育現場でも共有できる仕組みが期待されます。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

保育理念に、地域との関わりについての基本的な考え方を示しており、「保育所経営計画」の中でも園目標の大きな柱として掲げています。地域の高齢者を園に招待してクッキングや音楽会を子どもと一緒に楽しんでもらっています。クッキングではスイートポテトと一緒に作って交流をしました。音楽会では外部の専門家によるピアノ演奏会を実施しています。厚木市の行事のお知らせを玄関に掲示して保護者に情報提供しています。子どもの社会性を育てるため、子どもが地域の行事や活動に参加できる機会をさらに広げていくことが期待されます。

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
 - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

全体的な計画に学校教育への協力についての記載があり、コロナ禍で制約された時期はありますが、中学校の職場体験の受け入れを行っています。実習生と同様、ボランティアにも、登録・申込手続、配置(活動の場)、子ども・保護者等への事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等の項目を示した職員向けマニュアルの整備が求められます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
 - ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

関係機関との連携について、職員会議等で職員に説明し、情報の共有化をしています。市の担当部署とは日常的に連絡を取り合っています。虐待等の事例がある場合には、要保護児童対策地域協議会でのケース会議への参画や児童相談所との連携を図っています。関係機関のリスト化や関係資料のファイル化などをして、情報を分りやすく整理することにより、職員間での情報共有を進めることが期待されます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

厚木市保育士会への参加、療育施設や児童相談所の施設見学や研修、要保護児童対策地域協議会ケース会議参加等により地域の福祉ニーズの把握をしています。実施している一時保育事業や毎月の「園内開放」で、保育の提供をするとともに育児相談も受け、子どもや保護者のニーズを把握しています。さらに積極的な取組として、今後、子育て支援事業や子育て支援サークルへの支援等、保育所の専門性を生かした取組への検討が期待されます。

第三者評価結果

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

子どもの園外活動の際に、公園や地域のゴミ拾いをしたり、子どもにとって危険な箇所があった場合に行政に報告をしています。災害時には災害備蓄品等を活用して、地域の避難場所とすることも想定しています。また、玄関にAEDを設置し、地域の方も利用できるように行政に届けています。園では、今後、地域コミュニティの活性化やまちづくりへの貢献について計画し、取り組んでいきたいと考えています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

年度ごとに作成される「保育所経営計画」では、子ども一人ひとりを大切にする理念のもと、園目標を定め職員一人ひとりの目標を設定して、保育を展開しています。この子どもを尊重した保育の実施のため、「保育の心得」、「子ども人権に関するマニュアル」、その他各種の「保育マニュアル」を作成しています。毎月1回「虐待チェックシート」を活用し、職員自らの人権感覚をチェックして課題があるときは職員会議等で話し合う機会を持っています。幼児クラスでは「サークルタイム」で子ども同士の話し合いの場を持ち、意見を言ったり話を聞いたりする中で互いを尊重する心を育てています。子どもの毎日の活動の姿を可視化したドキュメンテーションで、こうした取組を保護者に伝えていきます。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

保育室内に間仕切りをしたり、コーナーを作ったり、ダンボールで仕切るなど子どものプライバシーに配慮した取組をしています。お漏らしがあった時などは他の子どもの目に触れないようにしています。プライバシー保護とは「他人から見られたり知られたくないことについて、その意思を尊重」することであり、「個人情報の保護」とは異なります。子どもを尊重した保育における重要事項であるという趣旨を踏まえ、プライバシー保護の規程やマニュアル等を整備し、保育に取り組む姿勢が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページで、園情報を紹介しています。厚木市役所こども未来部保育課に園のリーフレットを置いています。行政、公民館、子育て支援センター等で配布している「厚木市保育のしおり」に園情報を載せています。法人のHPや子ども子育て情報公表システム(ここdeサーチ)に情報を掲載しています。園見学は予約制で、一人ずつ対応しています。園の方針や特徴、今年度、職員が力を入れて努力している点などを丁寧に説明しています。通常の保育場面を理解してもらうため、実際の保育内容を見てもらいながら、質問や相談にも応じています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園の際に、「重要事項説明書」「保育のしおり」、入園時に保護者に配付する、イラストや写真、実物などで分かりやすく示した資料一式をもとに、保護者に面談等で説明し、同意書をもらっています。進級時には、懇談会で説明したり、手紙や園内掲示、口頭でも変更点や内容を理解しやすいように伝えていきます。特に配慮が必要な保護者への説明は、誰が対応しても、同じ対応ができるように職員間で内容を共有することになっています。ルールの文書化が望まれます。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
 - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園や幼稚園に通園などの場合、個人情報保護の観点から書類や文書の引き継ぎはありません。法人提携系列園の小規模保育園からの転入について、園長同士で口頭による引き継ぎを行うことがあります。保育所の変更や利用終了時には、保護者や子どもには、園にいつでも来ることができ、園長・主任・職員が相談を受けると伝えていきます。相談方法などを記載した文書は作っていません。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
 - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。

- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、日々の子どもの発言、表情、態度、活動に取り組む様子などから、子どもの満足や納得しているかを把握するようにしています。保護者には、行事アンケート、年度末の総合アンケート、懇談会、連絡帳、送迎時の会話などから満足度を把握しています。子どもや保護者の満足度を把握した結果は、職員会議や未満児(0～2歳児)会議、以上児(3～5歳児)会議などで、話し合いと検討を行っています。保育の質の向上に向けて、研修実施、虐待セルフチェックを毎月実施し検証する、行事の実施方法検討、保育室の環境設定など具体的な改善に取り組んでいます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

園の苦情解決受付、解決責任者、第三者委員2名を設置しています。苦情解決の仕組み、連絡先を園のしおり、重要事項説明書に記載しています。外部の相談先として、神奈川県福祉サービス運営適正化委員会を紹介しています。園玄関ホールに、保育のしおり、重要事項説明書等のファイルを設置し、主なページを印刷して掲示し、保護者がいつでも確認できるようにしています。玄関ホールに意見箱を置いています。保護者から苦情があった場合は職員間で速やかに共有し、検討と対応について話し合いをしています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者には、いつでも気軽に相談したり、要望を伝えることができることを知らせています。電話、連絡帳、懇談会、送迎時の会話、面談などで要望などを聞いています。直接、話がしやすいように信頼関係作りを大切にしています。保護者が相談や話をしたい場合は、事務所や使っていない保育室を利用しています。法人の担当アドバイザーが月に3～4回来園しており、気軽に意見、要望を伝えることができます。第三者委員の連絡先のほかに、外部の神奈川県福祉サービス運営適正化委員会を紹介しています。

第三者評価結果

36

	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
--	---	---

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

相談、意見、要望や苦情を受けたときは、「利用者のご意見・ご要望・苦情等の相談解決に関する要綱」「運営する保育園におけるご意見・ご要望また苦情解決方法に関する定め」に基づき、対応しています。保護者からの相談や意見は、懇談会、面談、連絡帳、日常会話、行事アンケート、年度末アンケートなどから把握し、相談を受けた場合は迅速に対応しています。保護者の意見、要望は職員間で情報共有し、検討して保育の工夫や質の向上に繋げています。対応マニュアルは法人が制定、改定を行い、園での定期的な見直しは行っていません。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
--	---	---

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>
 事故防止、事故発生時対応、災害時対応、安全・衛生などに関するマニュアル類を整備しています。各クラスごとにヒヤリハットや気づいた点、対応などをノートに記録し、会議や打ち合わせで、職員間で確認し合っています。挙げられた多くの事例を見やすく整理し、検証や対策が一目でわかるような工夫が期待されます。安全チェックリストを基に、園内外、保育室の環境、玄関、階段などの安全点検を定期的に行っています。不十分な箇所を検証し、安全確保につなげる事が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
 - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
 衛生管理、感染症対応のマニュアル、厚労省による「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき職員に、会議等で周知しています。感染症が発生した場合は、玄関ホールに発生状況を掲示し、保護者に知らせています。保育室に入る前の手指消毒、手洗い、園内の清掃、おもちゃ類の消毒の徹底などを心がけています。感染症発生状況の把握や対応について、行政や法人所属の看護師と連携を取ることが必要と考えています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
 - ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害、地震など非常時における対応マニュアルがあります。厚木市には台風接近時による臨時休園措置があり、保護者に内容を周知しています。災害時役割分担が決められており、災害時は役割に沿った対応ができるようにしています。災害発生時には、保護者へ一斉メール配信をします。ハザードマップを把握し、浸水水害を含む避難訓練を毎月実施しています。食料、飲料水、発電機、折りたたみ自転車、簡易トイレ、毛布、衛生用品など3日分を用意し、リストにして管理しています。非常食を食べてみる経験もしています。園が入っている商業ビル全体の防災訓練に職員が参加し、協力体制をとるようにしています。消防署と連携しての訓練も行っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

法人作成の各種マニュアル、職員の心得、園独自の保育所経営計画、全体的な計画を整備し、標準的な実施方法としています。安全管理、園外活動、アレルギー対応、衛生管理、虐待予防など保育内容に関連するマニュアルを職員間で確認しています。全体的な計画に基づく指導計画作成時や、日常業務でのOJTで標準的な実施方法を周知しています。各指導計画の振り返り、保育日誌、行事記録、職員の目標管理シート、面談、各会議の話し合いや議事録があります。園長・主任が保育室を見回ったり、現場に入るなどして、標準的な実施方法に基づく保育が実施されているかの確認をしています。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

マニュアル類は法人で策定していますが、見直し時期や方法は定められていません。園の保育所経営計画、全体的な計画、具体的な手順などは適宜、話し合い、確認し、修正をしています。保育の標準的な実施方法の検証、見直しは各指導計画の評価・改善欄に記載し、次期の計画に反映させています。各会議、職務分担、行事分担の打ち合わせ、朝ミーティングでの職員間の話し合いで具体的な実施方法を見直します。夕方の合同保育時間帯の子どもの移動、保育室の環境設定、夏季のシャワー頻度、虐待チェックリスト利用方法などの工夫をしています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園前に保護者から提出してもらった書類や面談の記録、慣らし保育期間の様子から子どもや家庭の状況を把握し、保育士、栄養士、場合により外部関係機関の助言を取り入れたうえで職員間で合議し、指導計画を作成しています。各指導計画は振り返りを行い、評価・課題を記載し、会議等で話し合い、次期計画に反映しています。全体的な計画に基づき、年間・月間指導計画、週案、個別指導計画、食育計画、保健計画などを作成しています。子どもの姿や活動、保育のねらい、家庭との連携などを考慮しています。

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

各指導計画に「目標」「ねらい」「評価・改善」の欄を設け、それぞれの振り返り時期に、見直しをして職員間で確認しています。0～2歳児クラス会議、3～5歳児クラス会議、職員会議で話し合いの後、次期計画に繋げています。年間、月間指導計画、個別支援計画に保護者支援の項目があり、保護者との連携の内容を記載しています。見直しや変更があった指導計画や、保育の質の向上に関する課題は、各会議、朝ミーティングなどで周知しています。口頭でも伝え、議事録で確認できるようにしています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況は児童家庭調査表、健康診断結果表、個別指導計画、経過記録、日誌、連絡帳、呼吸チェック表、保育所児童保育要録等に記載しています。個別の指導計画に基づく保育が実施されているかは、個人別の記録、経過記録、日誌、個別連絡帳などで確認できます。記録の書き方留意点のサンプルがあります。主任が記述内容などの助言や指導をしています。定期的に、職員会議、0～2歳児会議、3～5歳児会議、リーダー会議、朝ミーティングなどを開催し、各会議記録、日誌、事務所内掲示などで情報共有しています。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報取り扱い、守秘義務、子どもの人権に関する規程があります。文書、記録類は「社会福祉法人さとり文書取り扱い規程」に基づき、管理しています。個人情報に関する書類は、事務室の鍵付き書庫に保管管理をしています。職員には、個人情報マニュアル、守秘義務などについて入職時に学ぶほか、常日頃から具体的な行動を徹底するようにしています。職制により使用できるパソコンを限定しています。保護者には、保育のしおりをもとに、個人情報保護について説明し、承諾書もらっています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針、厚木市のこどもみらいプランの趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育方針に基づき作成しています。「小学校との連携」「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」「子育て支援」の記載欄があり、子どもの発達過程、家庭環境、地域の実態を考慮した内容となっています。全体的な計画は、毎年、子どもの発達や状況を把握しながら、職員間で振り返りと見直しをしたものを、園長・主任が取りまとめ、再度職員で確認後に次年度分を策定しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。

- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内はエアコン、加湿器付き空気清浄機、空間除菌脱臭機、床暖房(低年齢児クラス)を使用しています。0歳児保育室は独立した部屋を利用していますが、2歳以上は、ワンフロアを区切って活動しています。楽器、音楽CDの音量、保育者の声の大きさに配慮していますが、活動内容により気になることもあります。衛生管理マニュアルに沿って、室内整備や、備品、おもちゃ類の消毒を行っています。保育室の棚、建具は作り付けとなっています。タオル掛けなど移動できるものは安全性や子どもの動線に配慮して配置しています。おもちゃ、遊具も年齢に適したものを使用するなど安全性に配慮しています。手洗い場、トイレは子どもが使いやすい高さで安全に使用できるようにしています。構造上、子どもがくつろいだり、ゆっくりすごせる場所の確保が難しい状況で、環境設定のさらなる工夫が期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前に保護者から提出してもらった書類や入園前面談から、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後、担当職員が生活パターンなどを連絡帳や保護者との会話、日常生活から把握しています。0～2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。幼児も個人差などを考慮しています。日ごろから子どもの状況を職員間で共有し、子どもが安心して、気持ちを表現できるような関係作りに努めています。自分の気持ちを表現する力が十分でない子どもは、態度や表情、反応から判断したり、代弁することで気持ちを汲み取っています。保育者は子どもの話をよく聞き、気持ちに寄り添うことに努めています。子どもには、分かりやすい言葉で活動のめやすやルールを伝えています。活動場面によっては、子ども一人ひとりに十分寄り添えないこともあり、せかしてしまうなど不十分な面もあるとし、職員間で話し合っています。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携をとり、基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、手洗い、靴着脱、片付けなど時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重し、できたことを褒め、自信につながるようにしています。季節、活動内容、個々の心身の状況に応じ、休息や午睡時間を調整しています。低年齢クラスでは、午前寝をする場合もあります。午睡時、眠くない子は布団に横になり、体を休めるように伝えていきます。年長児は、10月から午睡時間を徐々に短くし、12月は午睡をしない日も設け、年明けから午睡を一斉活動としない予定です。日常保育の中で、職員が絵本や紙芝居などを利用したり、手洗いなどのイラスト、写真を貼って分かりやすく実践できるようにして、健康、生活習慣に興味を持てるようにしています。幼児クラスでは、年4回ほど集会をもち、環境や資源、食、健康などのテーマの活動を行っています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

発達に応じた玩具、絵本類、素材を準備し、子どもが主体的に遊んだり、生活できるように、保育室、共用部分の環境整備の工夫をしています。園庭がない施設のため、積極的に散歩、公園遊び、戸外活動を行い、草花、樹木、木の実などを観察したり、四季折々の自然を楽しんでいます。携帯用図鑑を持って戸外へ出かけ、昆虫などの観察もしています。毎年野菜の栽培をしており、カタツムリの飼育もしました。室内でも、体を使う遊びや、運動器具を使っています。外部講師による体操の時間を設けています。日常的に異年齢で交流して一緒に活動し、お互いにルールを守り、年下の友だちを気遣うなど楽しく過ごせるようにしています。子ども科学館、図書館に行く機会が定期的にあります。毎年、厚木警察署主催の交通ルール教室に参加しています。商店に製作材料を買いに行ったり、園でピアノコンサートを開催した折に参加した近隣住民に手づくり製作のお花をプレゼントしたりしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児が長時間安心して、ゆったり過ごせるよう独立した保育室を使用し、発達の状況に応じた動線や安全性を確認しています。一人ひとりの生活リズムや体調を考慮し、家庭との連続性に配慮して、個別に関わるようにしています。業務委託している調理担当部門とも密に連携をとっています。活動、遊び、食事などの場所を場面や状況に合わせて設定し、月齢や興味に合わせた玩具、絵本類を用意して子どもが好きなもので遊べるようにしています。保育室内ではラック、低い椅子、仕切りなどを使ったり、共用スペースで充分動き回れるようにもしています。月齢が高い子には、場面により1歳児クラスの活動に参加することもあります。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、無理にやめさせたり制限したりはせず、助言や見守りを心がけています。自由遊びの時間帯は、好きな遊びをしています。戸外活動では、公園で走り回ったり、草花、昆虫に触れるなど探索をしています。友だちとの関わりは、職員が子どもの気持ちを代弁したり、お互いの状況を伝えたり、声かけをして、一緒に楽しく活動できるよう配慮しています。合同保育時間帯、行事、日常的な交流で異年齢の関わりが多くあります。コロナ禍以前は、ボランティア、実習生、職場体験の中学生が来ていました。保護者とは、毎日、連絡帳のやりとり、送迎時の会話、懇談会などで連携を図っています。クラス担当以外の職員も声をかけるよう努めています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3～5歳児クラスはワンフロアのスペースを区切って利用しています。日常的に異年齢で交流したり、活動を一緒にしています。3歳児の保育では、「自分のしたい事、言いたいことを言葉や行動で表現できる」ように、スペースや職員との関わりに配慮しています。また友だち同士の関係作りに配慮しています。4歳児の保育は、「友だちと一緒に遊びながらつながりを広げ集団としての行動ができる」ように、お互いの考えを聞いたり、伝えたりする「サークルタイム」を設けています。5歳児の保育は「ひとつの目標に向かい力をあわせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう」よう、自分たちで話し合ったり、計画したりしています。運動会の出し物のパラバルーンでは、どうやればうまく出来るかを話し合ったり、声かけしあったりしました。保育園の生活の流れを把握しており、自主的に行動し、年下の友だちを気遣ったりできています。

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

玄関までエレベータがあります。玄関ホール、保育室に段差はありませんが、手すりや多機能トイレは設置されていません。障害のある子どもは、子どもの状況に合わせ、個別指導計画を作成し、職員会議や打ち合わせで情報共有しています。ほかの子どもと集団生活を共にする中で、子ども同士がお互いに、育ち合うように支援しています。障害のある子どもの保護者の意向や気持ちに寄り添いながら、保護者と職員が情報共有しています。必要に応じて厚木市の療育相談センター、県の巡回相談担当者との連携し、助言を受ける体制となっています。職員は、障害児保育、発達障害などがテーマの研修を受講しています。園見学の際、保護者全体に障害児を受け入れていることを伝えていきます。さらに、障害に関する園の方針や保育内容を保護者へ伝え、障害への理解を深める取組を期待します。

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

登園から降園までの連続性に配慮し、無理がないように1日を過ごせるようにしています。その日の状況、体調などで柔軟に計画を変更したり、環境設定を変えています。区切られたコーナーや、家型の空間スペース、共用部分には作り付けベンチなどがありますが、常時ゆっくり落ち着いて過ごせる環境整備に課題があると考えています。さらなる工夫が期待されます。日常的に合同クラスで活動したり、異年齢での交流の時間が多くあります。夕方の合同保育になる時間の前には、幼児クラスで「瞑想タイム」を取り入れています。部屋を暗くし、暫く横になって過ごし、心身のリラックスと切り替えが出来る時間となっています。職員間の引き継ぎは、各クラスの視診表、朝ミーティング、保育日誌、口頭で行っています。保護者とは、連絡帳、クラスノート、送迎時の会話、懇談会、個人面談などで連携を取っています。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に「小学校との連携」「小学校以上との連携に鑑みて」「幼児期の終わり迄に育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスの年間指導計画にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「小学校との連携」の欄を設け、実施内容を記載しています。運動会は近隣の小学校体育館を借りています。例年、小学校訪問や小学生との交流、地域の年長児交流会があります。子どもが小学校以降の生活に見通しを持てるように、「タオルかけではなく、自分のハンカチをポケットに入れておく」「上履きをはく」「ひらがなを少しずつ遊びなどに取り入れる」「午睡を徐々に無くしていく」などしています。保護者には、小学校生活についての情報を懇談会、面談で伝えています。年長児担当職員が保育所児童保育要録を作成し、園長、主任が確認後、就学予定校へ郵送しています。小学校から電話があり、引き継ぎや確認、情報交換を行っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	-------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
 - ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。健康状態は、毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察で確認しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらっています。入園後は、年度末に返却し保護者に追記してもらったり、保護者からの連絡を受けた時点で職員が追記しています。保護者には、「ほいくのしおり」「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えています。保育の中での、子どもの健康に関する取組は、園だより、クラスだより、保健だより、連絡ノート、掲示物などで伝えています。乳幼児突然死症候群予防策として、呼吸チェックを実施し記録しています。園内に、乳幼児突然死症候群防止のポスターを掲示しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施しています。結果は、連絡ノート(0~2歳児)、シール帳(3~5歳児)、口頭で保護者に伝えています。健診結果や毎月の身長、体重の測定結果は各クラスごとのファイルにまとめ、職員がいつでも確認できるようにしています。保健計画をもとに、毎月の計画や目標を設定しています。幼児クラスでは年4回ほど集会を行い、健康や病気について子どもに分かりやすく伝え、知識を身につけたり、関心が持てるようにしています。現在、毎日の子どもの歯磨き指導はしていますが、年1回歯科衛生士を目指す学生に歯磨き指導講習に来てもらっています。法人の看護師とも連携をとり、効果的な保健指導の取組が期待されます。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>
 アレルギー疾患についてかかりつけ医の判断に基づき、対応しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿った対応をしています。食物アレルギーに関するマニュアルがあり、マニュアルに則って除去食を提供しています。「食器、トレイの色を変える」「ネームプレートを置く」「台ふきを専用にする」「食べる場所の固定化」「職員間での確認」「側に職員がつく」など誤食防止の対応をしています。食物アレルギーや慢性疾患についての研修に職員が参加しています。保護者へは、保育園での飲食は遠慮してもらい、お菓子などを持ち込まないように伝えています。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画には「食育の推進」を位置づけ、年間の「食育計画」を作成して計画的に進めています。食事は、窓際の明るい空間にテーブルを配置して5～6名のグループを作り、席は自由になっています。幼児クラスでは、保育士が食事の量を大、中、小に分けて盛り付けて用意し、その中から子どもが自分に合った量が盛り付けられたものを選んで自分のテーブルに運んでいます。食事が足りなかった子どもはお代わりをしています。当番の子どもが、皆が今日の食事への興味を持てるようにメニューの紹介をして、声を合わせて「いただきます」をします。保育士は各テーブルについて子どもの食事の様子を見守り、苦手な食材があるときは「一口でも食べてみようか」等と声かけをしたり、食育の時間で学んだ栄養の話などを思い出して貰ったりしています。食育の時間には、手洗いの大切さや食材の栄養素等について学んだり、クッキングをして食への関心を深める取組をしています。幼児クラスは食材の下ごしらえなどを手伝ったりしています。玄関には食事のサンプル、献立表、レシピを置いて園での食事の様子を保護者に伝えています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
 - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

定期的に残食調査をするなど、子どもの好き嫌いを把握して、毎月の給食会議で献立や味付け、分量、刻み等の調理方法の検討をしています。旬の食材を使用して季節感に富んだ献立になるように心がけています。果物は、夏はスイカ、秋はブドウ、柿など季節のものを提供しています。子どもたちが楽しみにしているのが行事食です。正月の七草おにぎり、ひな祭りのちらし寿司、七夕のソーメンと星形にんじん、ハロウインのカボチャ形のオムライス、等は人気メニューです。子どもたちは、調理室に入って調理員と相談して職員と一緒に食材の下ごしらえをして食事への関心を深めています。「衛生管理マニュアル」に基づいて適切な衛生管理をしています。調理は外部の専門業者に委託していますが、日常の食事の提供や給食会議の場で職員と連携しながら子どもがおいしく安心して食べられる食事の提供に取り組んでいます。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

家庭との日常的な情報交換は、3歳未満児では個別の連絡帳を活用し、3歳以上児ではクラスノートで情報を伝えています。子どもの送迎時も情報交換の機会として積極的に声かけを行うなどコミュニケーションしやすい環境づくりをしています。毎日作成しているドキュメンテーションで、保育の様子や活動を分かりやすく伝えています。保護者懇談会は年2回開催しており、保育理念や保育方針に基づいた保育内容を説明したり、保護者からの声を聞く機会にしています。運動会や発表会は子どもの成長を保護者と共有できる場としています。個人面談は、園側の働きかけや保護者の希望により必要に応じて実施しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
 - c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、日々の送迎の際に積極的に声かけを行うなどコミュニケーションにより信頼関係を築くようにしています。保護者から相談の申し入れがある場合や園が必要と考えた場合は面談の機会を設けています。面談は、保護者の就労状況等に配慮して日程の調整をし、プライバシーが守れる環境のもとで実施しています。相談内容によっては、園長や主任保育士が同席したり、担任保育士にアドバイスするなど組織として保護者を支援する体制を整えています。相談内容を記録していますが、記録の様式が定められていません。様式を定めるとともに、記録をファイル化して関係職員間で情報共有できる体制が期待されます。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

登園や着替えの際に、顔や体に傷や痣がないか確認をしています。原因不明の傷や痣がある場合には、写真を撮るなど記録をしています。生活状況に変化がないかどうか虐待等の兆候を見逃さないため、確認するようにしています。登降園時間がルーズになる、忘れ物が多い、保育室の棚に着替えが用意されていない、着衣が汚れている、入浴していない、体調が良くない等があった場合は注意を払い対応を検討しています。子どもと保護者の状況に応じて、保護者と信頼関係を築きながら精神面や生活面の援助をしています。虐待等権利侵害の疑いがある場合には、速やかに園長に情報を上げて市の所管課や児童相談所につなげる体制を整えています。虐待防止マニュアルを整備しており、年に1回読み直し、虐待防止に対する理解を深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

各指導計画にもとづく保育実践について、日ごと、週ごと、月ごと、期ごとに振り返りを行い、保育内容の改善に取り組んでいます。この振り返りは、各指導計画の「評価・改善」欄に記載し、園長や主任保育士の確認とアドバイスを得ています。振り返りに当たってのクラス内の意見交換は、保育士の互いの学び合いや意識の向上につながっています。また、保育士は職員共通の評価項目により年に2回自己評価を行っており、園長との面談で振り返りを行い、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。評価項目は、子どもの発達、保育の内容、保育の環境、子どもの人権、安全管理、保護者支援、地域における子育て支援等の大項目のもと多岐にわたっています。これらの職員の自己評価を踏まえて保育所全体の自己評価につなげ、課題や改善点は次年度の「保育所経営計画」に反映しています。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp